

日本ダウン症協会群馬支部規約

第1条(名称・所在地)

1. 本会は、『日本ダウン症協会群馬支部』(以下本会という)と称し、主たる連絡先を支部長宅に置くものとする。

第2条(目的)

1. 本会は、ダウン症候群等(以下ダウン症等といふ)の児・者のすこやかな成長と、ダウン症等の児・者およびその家族が人として尊重されるための福祉の向上を図ることを目的とする。

第3条(事業および活動)

1. 本会は、第2条の目的のために、次の事業および活動を行う。
 - (1) ダウン症等についての社会的啓発および広報活動
 - (2) ダウン症等の児・者の養育と生活に関する情報収集と提供および相談活動
 - (3) 本会の運営により、子ども達のすこやかな成長と発達を援助するための事業
 - (4) 会員相互の研修と親睦、協力を深めるための事業及び活動
 - (5) その他の諸事業及び活動

第4条(会員および会費)

1. 会員
 - (1) 会員は、原則としてダウン症等の児・者の保護者および本会の目的に賛同し共に活動する者とし、別に定める年会費を納入した者
 - (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人とし、別に定める年会費を納入した個人又は法人
2. 会費
 - (1) 会員は、年会費 6,000 円とする。中途入会の場合は1ヵ月 500 円 として入会月を含む残存月数を掛けた金額を納入する(期間は、4月1日から翌年3月31日までとする)
 - (2) 賛助会員は、年会費 2,000 円とする(期間は、4月1日から翌年3月31日までとする)
3. 入会・退会
 - (1) 入会は「入会申込書」により希望し、本部役員会がこれを受理し、年会費が納入されたことを以って入会とする。
 - (2) 退会を希望する会員は、支部長に申し出こととする。なお、退会は年度末のみとし、会員は最終年度の年会費を支払うものとする。

第5条(組織および役員)

1. 総会

- (1) 総会は会員のみで構成し、会員総数の 1/2 以上の出席(委任状も含む)をもって成立し、出席者の賛成が過半数以上をもって議決とする。
- (2) 総会は支部長が招集し、年1回の定期総会のほか必要に応じて臨時に開催することができ、次の事項を審議し決定する。
 - ①年度の事業報告および次年度の事業計画
 - ②年度の収支報告および次年度の収支予算
 - ③役員の選任
 - ④規約の改廃
 - ⑤年会費の決定
 - ⑥その他、本会の運営に関する重要事項
- (3) 総会に出席できない会員は、委任状もって、議長へ表決を委任することができる。

2. 本部役員の構成

本部役員は、支部長・副支部長・書記・会計・渉外・群馬支部相談員で構成する。
ほかに会計監査役を置く。

3. 役員の任期

支部長・副支部長・書記・会計の任期は2年とし再任を防げない。その他の役員については原則として1年とする。渉外・群馬支部相談員については、任期を定めない。

4. 役員会

役員会は支部長・副支部長・書記・会計・渉外・群馬支部相談員で構成する。

第6条(会計)

1. 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
2. 本会の経費は、年会費およびその他の収入をもって支弁する。
3. 本会の収支報告は、会計監査を経て、総会で報告をする。

第7条(弔事)

1. 本人が亡くなった場合は、本会より香典をおくり弔意を表し、本会名義で香典は3,000円とする。
2. 本会に功労があった者に対しては、本部役員会にて協議のうえ決定し、弔意を表す。

第8条(制限事項)

1. 本会関係者は、本会の活動を行う上で知り得た他の関係者の個人情報を、その人の了解なしに拡散、漏えいしてはならない。

第9条(設立)

1. 本会の設立年月日は、1988(昭和 63)年 10 月 1 日とする

<付則> この規約は、平成4年4月28日から施行する。

規約改正履歴

平成 5年4月27日	平成 6年4月26日	平成 7年5月23日
平成 8年5月26日	平成 9年4月28日	平成11年4月25日
平成12年4月23日	平成13年4月22日	平成14年5月26日
平成15年5月31日	平成16年4月24日	平成17年5月 8日
平成18年5月14日	平成19年5月13日	平成21年5月10日
平成25年5月12日	平成26年5月11日	平成28年5月14日
平成29年5月13日	平成30年5月27日	令和 2年5月17日
令和 4年5月15日	令和 6年5月19日	令和 7年5月18日

以下余白

《運営規則》規約に定めのない運営に必要な規則は、本部役員会で協議のうえ定める。